

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部

ソフトテニス部OB・OG会 規約

【第1章 総則】

第1条（名称）

本会は【関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 ソフトテニス部 OB・OG 会】を称し、関西外国語大学内に置く。

第2条（目的）

本会は OB・OG の協力により学内及び学外におけるクラブ活動の繁栄を計り、現役学生と OB・OG の関係をより一層親密にすることを目的とする。

【第2章 組織】

第3条

本会は関西外国語大学、関西外国語大学短期大学部 ソフトテニス部 OB・OG によって組織される。

第4条

本会は OB・OG の自主的協力により運営するもので、外部からの一切の干渉束縛、強制、煽動は、これを受けない。

第5条（役割）

- 1、OB・OG 会員名簿の管理
- 2、OB・OG に対しての連絡業務
- 3、学生への支援

第6条（役員）

- 1、本会では以下の役員をおく。
会長(1名)・副会長(若干名)・会計(1名)・会計監査(2名)・理事(若干名)
会長は総会の出席者の承認を得て、選出する。そのあとの役員に関して会長が任命する。
- 2、会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

【第3章 OB・OG役員会議】

第7条

本会議はOB・OG会の最高決議機関である。

第8条

本会議は、OB・OG会会長が任命した役員で構成される。

第9条

次の場合、会長は会を招集しなければならない。

- I 会長が必要と認めた場合
- II 役員から要求があった場合
- III 各OB・OGから要求があり、会長又は役員が必要と認めた場合

第10条

本会議は、任命された役員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は原則として出席者の3分の2以上をもって決議する。

第11条

次の各項は、OB・OG会議の決議を必要とする。

- I 規約の制定又は改正。

第12条

OB・OG会役員は次の場合罷免される。

- I OB・OG役員会議の信任投票で3分の2以上の不信任があった場合。

【第4章 会費】

第13条

- 1、本会の年間費は3,000円とする。会費の振込期限は6月末とする。
- 2、天皇杯、皇后杯、全日本シングルス、全日本学生インドア及びOB・OG会が認めた大会に出場した現役学生にはOB・OG会より奨励金を支給する。

【第5章 会計及び会計監査】

第14条

会計監査は役員の責任の基にこれを行なう。

第15条

本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月末日に終わる。

第16条

本会の会計監査適応期間は1月1日に始まり翌年12月末日に終わる。

第17条

次の場合、決算書を開示しなければいけない。

- I 本会役員が必要と認めた場合。

II 毎年の会計監査適応期間の終わり。

【第6章 プライバシーポリシー】

第18条

本会におけるプライバシーポリシーならびに名簿取扱については、別紙(個人情報保護に関する基本方針、OB・OG会名簿取扱規程)に定める。

【第7章 規約の改廃】

第19条

本会の規約の改廃は、OB・OG会議において出席者の3分の2以上の賛成を得て可決される。

附則

本会則は2018年2月24日より施行する。

改訂 2019年2月23日